



建設業での「墜落・転落」災害が多発!!

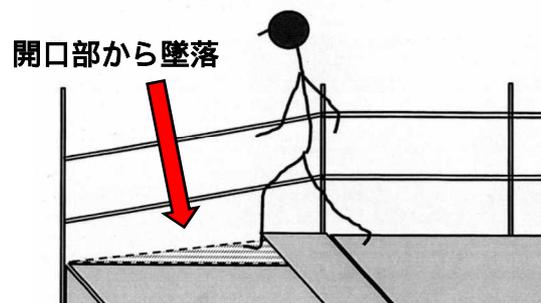
平成 28 年、津山労働基準監督署管内の建設業における労働災害は、27 年 8 月末時点（23 件）と比べて 9 件増加しております。特に「墜落・転落」災害に至っては、昨年 8 件であったものが、本年は 17 件と倍以上（112.5%増）になっており、死亡災害も 1 件発生しております。

平成 23～28 年(8 月末) 建設業における「墜落・転落」災害推移

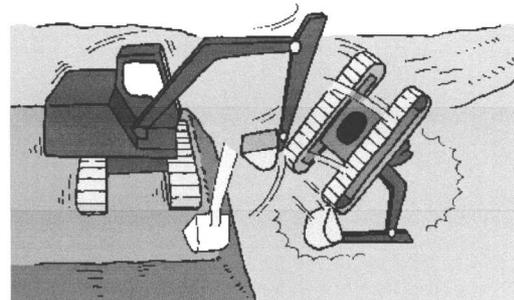
	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年 (8 月末)	このまま だと...	28 年 (年間推計)
建設業 全体	50	48	43	59	38	32		→
うち、 墜落転落	14	15	14	15	12	17	32	
割合	28%	31%	33%	25%	32%	53%		

最近の「墜落・転落」災害事例（イラストはイメージです）

業務のため構造物上の手すり等を解体し、手すり等を再設置したところ三角形の開口部（170 cm × 30 cm）が生じ、移動していた労働者がその開口部から 5m 余り墜落した。



法肩脇で、過荷重の荷を吊っていた解体用機械を旋回させたところ、解体用機械が斜面下に転落し、運転していた労働者が下敷きになった。（死亡災害）



これらの事例について、労働災害防止上、何が必要でしたか？



高い所での作業を行う前に、再確認を!!

「墜落・転落」災害の内容を見ると、「安全に作業を行うためのスペースがない」、「ハシゴ等、足元の固定をせず、あるいはぐらついたままで上がっている」、「足場などで手すりがない、あるいは手すりを外したまま作業している」など、**事前に十分な計画・検討・確認のないまま、安易に高い所に上がったり、作業床の端・開口部に近づいて墜落するものが多数見受けられます。**

「墜落・転落」災害に関しては、昔から「1mは一命取る」とも言われております。1mの高さであっても、その上に立てば頭の位置は 2.5~2.8m になり、十分に死亡災害等重篤な災害となるリスクがあります。「この程度の高さなら...」、「ちょっとだけだから...」ではなく、「リスクのある高い所に上がる」との認識を持って作業を行ってください。



高い所での作業に当たっての確認事項

作業の計画・段取りはよいか！

定期的又は設備変更の都度、周囲の状況確認を行っているか！

設備変更は責任者と協議されているか！

手すり・中さんなどはあるか！

開口部、大きなすきまはないか！

設備はガタつきなく固定、設置されているか！

足場解体時などやむを得ない場合は、安全帯を使用させているか！

安全に昇降する設備を設け、一段ずつ昇降しているか！

ヘルメットを着用しているか！

作業の責任者及び作業者がチェックをお願いします。



「ちょっと」のことで、
「大きな災害」を
起こさないようにしましょう！